

新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見（第3回及び第4回）【未定稿】

<「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方>

項目	ご意見
○「家庭養護」の定義とそのあり方について	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。 ・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え方（家庭の要件）」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。 ・ 子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもちて当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。 ・ 子ども自身が家庭と思うかどうかの大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。ずっと一緒にいてくれる人（心の中にいてくれる人）を得られる場所か。 ・ 子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。 ・ 一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族というものをしっかり考えていくことが前提。
○ファミリーホーム	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。 ・ 生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミリーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。

- ・ 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

<第4回>

- ・ ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うということは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の問題ではないか。
- ・ ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設の住み込み型と違いはないのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- ・ 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が開くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- ・ 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- ・ 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	ご意見
○「できる限り良好な家庭的環境」の定義	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当てはまるのか議論する必要がある。 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散（点在）していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」と考える。 同じ敷地の中に小さいグループをいくつも作って、それぞれのグループが子どもに個別的な養育をどうできるか努力をしている施設もあり、このような形態も検討の中に入れる必要があるのではないか。 既存の家族を前提とした形態が「家庭における養育環境と同様の養育環境」であって、既存の家族を前提としない形態（例えば職員が2人住み込む形態）は「家庭的環境」に整理されるのではないか。 小規模グループケアは、小規模個別グループケアとする必要がある。 これまで、児童養護施設について、子ども一人一人を丁寧に育てるための小規模化、それを更に地域化していくという流れを作ってきた。将来的には施設もやがて地域化していくことを前提に議論していく必要があるのではないか。 一般の人が名称を聞いたときに、どういうケアをするところかイメージできる名称や基準を考え、その基準に当てはまる形態を再度分類する必要があるのではないか。 継続性、一貫性、連続性ということを前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。

	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中に存在するという事は非常に重要な視点。 ・ 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってもよいのではないか。 ・ 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<施設の機能について>

項目	ご意見
○治療型施設	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないか。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、できるだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよいのではないか。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。 ・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げすべき。

<里親委託について>

項目	ご意見
○長期間の里親委託	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。

○里親支援	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく形態。フォスタリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作って実施する形態。児童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開する形態が考えられる。
○里親委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたと減っていく。3年を超えると、あとは18歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考えるがなかなか進んでいないという現状がある。

<養子縁組の促進について>

項目	ご意見
○養子縁組の利用促進	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。 ・ 児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
<p>その他全般的な意見</p>	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながらか社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。 ・ 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。 ・ 居住場所が全てを決めるわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。 ・ 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対してはどういう手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。